

2009年4月15日

グーグル・ブック検索についての声明

社団法人 日本文藝家協会
理事長 坂上 弘

私たちは、日本の文芸家 2,500 名余が所属する職能の擁護・確立を目的とする団体であるが、この度の米国の Google, Inc. (以下米グーグル社) のグーグル・ブック検索をめぐる米国内の訴訟における和解案の提示により、私たちの著作権が侵害されていたこと、また、何らかの措置を講じなければ今後も著作権侵害行為が公然と続けられる可能性が高いことを知り、これらにより日本の著作権者と出版各社を大混乱に巻き込んだ米グーグル社に対し、ここに抗議するものである。

米グーグル社は、日本を含む全世界の著作権者に無許諾のまま、アメリカ国内の図書館から提供を受けた膨大な書籍の全文をスキャナーによりデジタル化して複製し、データベース化して、ネットワーク上において検索・閲覧を可能な状態にしている。このことにより米国の作家団体や出版社協会から訴えられたのは当然のことである。この訴訟が 2008 年 10 月の和解案提示に結びついたことには、アメリカ国内においては一定の評価を与えられるかもしれないが、私たち、外国の著作権者らにとっては、その手続及び内容はまったく承服できないものである。

まずこの和解案について、著作権者が米グーグル社側に何らの通知も行わなければ、自動的に和解案記載の条件を原則として受け入れて和解に参加した者とみなされ、同社は、将来に亘って当該著作権者の 2009 年 1 月 5 日以前に出版された著作物について、デジタル化(複製)、ネットワーク上での検索への利用(送信可能化、公衆送信)、データベースへのアクセス権の販売、今後開発されるその他の商業的利用までできる権利を有することとなっている。すなわち、日本の著作権者が何も知らないか、あるいは何も積極的な行為をとらないままであれば、日本の著作権法上、違法として許されない行為を承認したものとみなされるのである。私たちの権利は、今や米グーグル社の違法行為によって踏みつぶされそうになっている。そして、こうした著作権者の権利の一部を一方的に失わせるという重大な結果を招来する和解案の著作権者への通知は、日本では一部の新聞・雑誌への各 1 回の広告掲載(それも実に発見し難い表示方法であった)のみであったことも、信じられないほどの日本の著作権者に対する軽視であった。また、日本の著作権者が和解案に困惑していることが明白であるにも拘わらず Google Japan Inc. (以下日本グーグル社) には責任ある相談窓口も設けられていないことをみても、米グーグル社の姿勢にはいささかの誠意も認められない。

米グーグル社のこのような行為に対する反応として、フランスやドイツの作家団体からも抗議がなされていることは周知の事実である。米グーグル社は、アメリカの著作権の常識が他国の固有の文化に基づいたそれぞれの国の著作権の常識を壊すことはできないということ

を強く認識すべきである。

確かに、同和解案は、米国の法律、訴訟手続上は適法、有効なものであるかもしれない。しかし、米グーグル社の提供するネットワークサービスの巨大さ、全世界に広がる利用者の膨大な数、世界中のどこからでも利用できる利便性等の特殊性に鑑みれば、同和解の結果が、米国内のみならず、全世界の著作権制度、訴訟制度をそれぞれ異にする国々の著作権者をも、米国の法律・手続により一方的に拘束することとなり、極めて不当なものである。しかも米国以外の国々の個々の著作権者が米国の法律、手続を理解し、訴訟を初めとする必要な手続を採るためには、言語、費用その他様々な極度の困難がある。これらを見做し、強大な組織力を背景に、ネットワークに関する著作権法の特定の理解、価値観を一方的に押し付ける今回の和解案が、著作権の保護を文化発展の基礎と考へて国際的な調和と各国の実情に応じた独自の制度の整備に力を注いできた国々の著作権者から強く非難されるべきであると私たちは信じている。当該書籍が絶版であるかどうかの判断も米グーグル社が決定し、著作権者がそのことに対して異議を申し出なければ覆らないということも、日本の著作権者にとっては不当そのものである。

誤解を招かないように記しておかなければならないが、私たちは書籍をデジタル化して検索可能な状態にすることに反対しているわけではない。むしろ、紙の劣化の実情を考へる時、この問題への対応は急務となるであろうと認識している。書籍のデジタル化、データベース化は、特に学術・教育分野で今後ますます需要が増えることが予想され、文芸家も協力して共に適正なデジタル化に取り組まなければならない課題であると考えている。

しかし、今回の和解案は、私たち米国外の著作権者の協力できるような性質のものではないので、強く反対するものである。

私たちは、今回の和解案について、上記のような強い反対意見を有しているが、現状のまま推移した場合、個々の日本の著作権者が後日になって回復しがたい不利益を蒙ることも懸念されるため、当面の最低限の防衛策として、私たちの会員や著作権管理委託者に、米グーグル社から提示された和解案に応じたうえで、個々のデータを削除する要求を選択するように勧めることとした。したがって、このように勧めたからといって、これは私たちが、米グーグル社が行う違法な書籍のデジタル化によって全世界の著作権者の権利が侵害されることを容認するものではないことが理解されなければならない。さらに私たちは、日本グーグル社が日本で書籍のデジタル化を進めるにあたって日本の著作権法遵守の姿勢を引き続き保つことを求める。

最後に私たちは、今回の米グーグル社の和解案提示をめぐる諸問題について和解案の原告であるアメリカの作家団体代表と話し合い、情報交換する場を持ちたいと願っていることを表明する。